

「議員定数と報酬の見直し（原案）」策定に向けた取組事項について

1 原案について<別紙1参照>

(担当：渡辺・菊池／事務局長)

2 議会報告と住民・団体との意見交換会開催（案）について

(担当：鈴木・木村・堀切／大石主査)

(1) 対 象

- ・ 商工会理事（了承：9月末実施予定）
- ・ 農民連盟
- ・ 消費者協会理事（依頼済み：8/8返答あり）
- ・ めむろ介護保険事業所等連絡協議会介護連絡会（けあねっとめむろ）
（了承：10月中実施予定）

(2) 時 期

- ・ 9月下旬～10月末（状況に応じて11月中旬）

3 議会だより特集記事企画・編集について

(担当：渡辺・菊池・立川・堀切／竹川係長)

- (1) 令和7年8月号～8年3月号の特集編集
- (2) 活性化計画事業同時並行編集（議会ナビ）

4 高校生との意見交換会企画・先方との協議・調整について

(担当：菊池・中田・立川／大石主査)

(1) 芽室高校との意見交換会企画

- ・ 対 象 生徒会及び新聞局生徒
- ・ 時 期 12月17日（水）他3日程のうち（第5回議運決定候補日）
- ・ 内 容 別途調整

(2) 白樺高校との意見交換会企画

- ・ 対 象 3学年全生徒
- ・ 時 期 11月4日（月）～7日（金）（第5回議運決定日程）
- ・ 内 容 別途調整

5 説明資料のストーリー・デザイン・レイアウト・アレンジについて

(担当：渡辺・菊池／竹川係長)

- (1) 説明資料作成 (場面別・事業別)
- (2) 素案説明の議会報告会総括を踏まえた説明資料の整理 (数種類)

「議員定数と報酬の見直し」原案

～ 議員間討議結果（R7.7.29実施）を踏まえた「案」～

1 定数について

16人（現状維持）⇒7人 / 15人（1人減）⇒6人

○16人（現状維持）

<根拠・理由>

- ・多様性の確保と公開討議の維持（定数＝コストではなく「住民の代表の総量」）
- ・民主的正当性の担保（無投票当選を理由とする削減論は民主主義の本質（多様な民意の反映に反する））
- ・委員会主義の実効性確保（討議可能な人数は7～8人／1委員会が目安）
- ・町の将来を見据えた慎重な判断（「人口減少だから減らす」ではなく、縮小社会における議会力の維持が最重要課題）
- ・定数減だからといって無投票ではない
- ・しっかりと町民の意見（声）を拾える
- ・減らすと逆にハードルが高くなる
- ・委員会での討議・議論が成立する人数
- ・1委員会で熟議が行える人数
- ・2委員会で各7～8人の多くの議論の必要性
- ・多様な視点での政策提案機能、監視チェック機能の強化（縮小社会に向けて）
- ・削減して町民の福祉向上、議会機能強化につながらない。
- ・議長は委員会に所属しない、常任委員会のかかけもちはしない。
- ・新しい人財が立候補しやすいため現状維持

○15人（1人減）

<根拠・理由>

- ・委員会構成7人、7人の2委員会
- ・本会議での議長の政治力（選挙では同じ条件で選ばれている）
- ・最終判断はあくまでも民意（前回、補選も無投票だったため）
- ・重要な議題で割れた際に議長決裁ができるので
- ・奇数論に賛成。ICT化による事務実務の減少と情報収集力が上がっているため
- ・議論し意思決定するためには7人は必要（ただし可否同数になった場合、議長の判断に委ねられることは懸念する）
- ・人口減、財政減の中で町民理解を得るため
- ・奇数。2常任委員会×7人必要。1特別委員会（議運以外で広報広聴を構成）

よって、定数の原案(案)については、16人(現状維持)とする。

<主な根拠/今後の検討課題>

- ・多様性の確保と公開討議の維持(定数=コストではなく「住民の代表の総量」)
- ・民主的正当性の担保(無投票当選を理由とする削減論は、民主主義の本質(多様な民意の反映に反する))
- ・委員会主義の実効性確保(討議可能な人数は7~8人/1委員会が目安)
多様な視点での政策提案機能、監視チェック機能の強化
- ・町の将来を見据えた慎重な判断(「人口減少だから減らす」ではなく、縮小社会における議会力の維持が重要)
- ・しっかりと町民の意見(声)を拾える
- ・削減すると逆にハードルが高くなる(多様ななり手実現の環境創出と逆行する)
- ・削減すると町民の福祉向上、議会機能強化につながらない

2 報酬について

30万円⇒7人 / 33万円⇒3人 / 35万円⇒3人

<根拠・理由>

- ・原価方式(首長と比較を出発点とし、活動量を加味した)
- ・議会活動の質と量の高度化(「目に見えにくい活動」の見える化と見合う報酬)
- ・多様な人材の参入を促す条件整備(女性、若者の政治参入促進を目指す「報酬」の現実性)
- ・住民への説明責任(活動量や職責に裏打ちされた合理的な説明が可能)
- ・生活給的な見合い
- ・原価方式(首長との見合い)
- ・政策能力向上、議決の責任、日々の学習・活動の関係性、ゆえに最低限の生活できる額
- ・若者、女性がなれるよう(将来のなり手のため)
- ・諸物価の高騰もあり、社会保険料のアップもあり勉強するにも経費がいる
- ・新しい原価方式にあてはめる。活動量と成果と責務。生活給的な視点
- ・年間報酬を給与所得者の平均額と同額程度(461万円)と設定し、月額を割り出すと30万。これくらいの月額報酬があれば次代の担い手のモチベーションにもつながる

- ・ これからの人口減少社会においてシビアな決断が求められる議員の責務とその対価（プラス生活給的な要素）としてふさわしい報酬を設定することが議会の持続可能性、町の持続可能性につながる
- ・ 基本的には原価方式に基づいて算出する。基礎的データは前回の検討時のものを利用、比較する
特別職給与等の上昇分をプラスして算出する
- ・ 生活給見合い分については、参考とする年代（期待する年代）のモデルを示して増分する
- ・ 町民への説明には年額報酬で行う
- ・ 現在の活動量を考えて。現行の報酬を考えれば上限 30 万円
- ・ 全国町村議長会の算式に基づく。
- ・ 議員の責務と活動量を考慮しなり手不足解消の 1 つの方策とする
- ・ 議長と議員の差を少なくする（議長 36、副議長 34、委員長 32、議員 30）

よって、報酬の原案（案）については、**300,000 円／月とする。**

＜主な根拠／今後の検討課題＞

- ・ 議会活動の質と量の高度化（「目に見えにくい活動」の見える化と見合う報酬）
- ・ 多様な人材の参入を促す条件整備（女性、若者の政治参入促進を目指す「報酬」の現実性）
- ・ 住民への説明責任（活動量や職責に裏打ちされた合理的な説明が可能）
- ・ これからの人口減少社会において議員の責務とその対価（プラス生活給的な要素）
- ・ 全国町村議長会の算式（原価方式）に基づく
- ・ 報酬の構成は 3 段階とする（対価・成果・責任）
- ・ 300,000 円は「対価」の部分とする。